

## 随意契約理由書

件名	神崎刀根山線（水路ボックス撤去）緊急工事
契約の相手方	光耀建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号
随意契約理由	<p>本工事は、緊急交通路である神崎刀根山線直下において、機能停止した水路ボックスが発見されたことに伴い、道路陥没リスクを回避するため、速やかな撤去が必要となったものです。</p> <p>現在、当該箇所では水道建設課発注による配水管敷設工事が実施されており、現場状況に精通し、緊急対応が可能な光耀建設株式会社に対し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づき、随意契約を締結するものです。</p>
備考	